

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療について

当院では、医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療に係る特別な料金として、下記の検査について、地方厚生（支）局へ届出を行っております。

患者さんの疾病に関する不安を軽減する必要がある場合に、患者さんご本人の希望により同意を得た上で、以下の検査を実施した場合に特別な料金として徴収させていただきます。

前立腺特異抗原（PSA）検査

1 回につき 4,000 円

医療法人社団善衆会 善衆会病院

【医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに関する事項（に関する掲示）】